

# 里親ハンドブック

令和3年2月





- 02 …… 子どもたちの現状
- 03 …… 里親が必要な理由
- 04 …… 里親の種類
- 05 …… 里親になるための要件
- 06 …… 子どもを養育する際に必要な生活費
- 07 …… 里親登録までの流れ
- 08 …… 里親になるために必要な研修
- 09 …… 里親になったあとの支援
- 11 …… ファミリーホームについて
- 12 …… 養子縁組里親について
- 13 …… 週末里親について
- 15 …… 里親に関する Q&A
- 17 …… 問い合わせ



# 子どもたちの現状

子どもたちは、親の深い愛情のもと、家庭で健やかに成長することが望まれます。しかし、親が病気になったり、亡くなったり、虐待などによって、生まれた家庭で暮らせない子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、子育てをする役割を担っているのが「**里親**」です。現在、児童福祉施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、全国で**約45,000人**、堺市には**約330人**います。そのほとんどの子どもたちが施設で暮らしているのが現状で、里親家庭で生活している子どもたちは、**約1割**にすぎません。

全国で家庭で  
暮らせない子どもの数

**約 45,000 人**

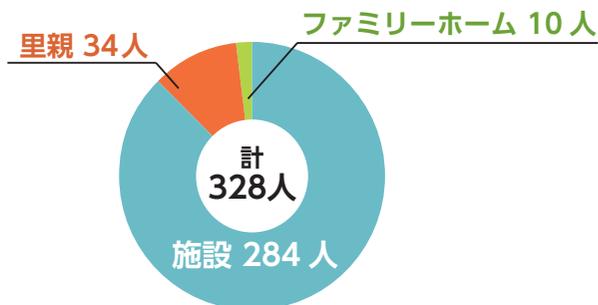
堺市で家庭で  
暮らせない子どもの数

**約 330 人**

そのうち里親家庭で  
暮らす子どもの数

**約 40 人**

施設・里親・ファミリーホームで暮らす子どもの数  
(堺市 令和元年度末)



## 里親が必要な理由

子どもの育ちにとってあたたかい愛情と家庭生活の経験はとても重要です。そのために社会として、子どもが家庭で育まれる環境を整える必要があります。里親制度は、家庭での生活を通して、愛着形成を図ることのできる意義深い制度です。子どもたちが大人になり、多くが家庭を持つわけですが、そのモデルとなる家庭を体験することは、将来の子育てにも大きな影響をあたえます。子どもたちの状況に応じて、モデルとなる家庭を経験できるよう、多くの方に里親登録していただくことが必要です。



# 里親の種類



里親は大きく分けて 4 種類に分かれます。

## 養育里親（短期養育里親）

保護者のいない子どもや虐待などの理由により、保護者が養育することが不相当と認められる子ども、いわゆる要保護児童を一定期間、養育する里親のことです。期間は数週間から数年、十数年と子どもの状況に応じて異なります。

また、1 週間から 2 か月程度の短期養育里親もあります。

## 専門里親

児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行のある又は非行に結び付く恐れのある子ども、身体障害、知的障害又は精神障害のある子どもを養育するために専門的な知識を身につけた養育里親のことです。

## 養子縁組里親

将来にわたって親が養育できない子どもを、養子縁組前提で養育する里親のことです。委託期間は縁組が成立するまでです。

## 親族里親

要保護児童の扶養義務者（祖父母やきょうだい等）及びその配偶者が養育するとき、親族里親といいます。

おじ、おば等については扶養義務者でないので、養育里親の対象となります。

# 里親になるための要件

## (1) 養育里親

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
  - ② 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く）。
  - ③ 養育里親研修を修了していること。
  - ④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）、児童福祉法施行令第35条の5で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

## (2) 専門里親

- ① (1)の①から④までのすべてに該当すること。
  - ② 次の要件のいずれかに該当すること。
- ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたと者であること。
- ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたと者であること。
- ③ 専門里親研修を修了していること。
  - ④ 委託児童の養育に専念できること。

## (3) 養子縁組里親

- ① (1)の①から④のすべてに該当すること。
- ② 養子縁組によって養親となることを希望する者であること。

## (4) 親族里親

- ① (1)の①及び④に該当すること。
- ② 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者であること。
- ③ 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

# 子どもを養育する際に必要な生活費

子どもの委託を受けると、国の基準に沿って子どもの生活費や教育費などが支払われます。

さらに、養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

## 委託児童一人あたりの月額 (金額は、令和2年度のものです)

	養育 里親	専門 里親	養子縁組 里親	親族 里親
一 般 生 活 費	乳児（1歳未満） ..... 59,510円 乳児以外（1歳以上） ..... 51,610円			
そ の 他	幼稚園費（※1）、教育費（※2）、入進学支度金、 就職・大学等進学支度費、医療費 など			
里親手当	1人目... 90,000円 2人目以降... 90,000円	1人目... 141,000円 2人目以降... 141,000円	無	

※1 保育料は免除されます。幼稚園に通う場合は実費が支払われます。

※2 教育費について、小中高それぞれ月額で決められた額が支払われ、それ以外にも学校給食費、塾代やクラブ活動費など、実費支給されるものが多数あります。

# 里親登録までの流れ

まずは堺市里親支援機関にご相談ください。お申込のお気持ちが固まれば堺市子ども相談所へご連絡ください。

※週末里親ご希望の場合は、堺市里親支援機関にご相談・お申込ください。(P14 参照)



# 里親になるために必要な研修

養育里親、養子縁組里親に登録するには、基礎研修を概ね1日間、登録前研修を概ね2日間、施設実習を2日間受けていただく必要があります。

## 基礎研修

- ① 里親制度の基礎 I
- ② 保護を要する子どもの理解について
- ③ 子どもの心の発達
- ④ 実習（見学実習）

研修日程：1日  
(講義+見学実習)

## 登録前研修

- ① 里親制度の基礎 II
- ② 里親養育の基本
- ③ 里親会活動
- ④ 子どもの身体
- ⑤ 里親養育演習
- ⑥ 里親養育上の様々な課題
- ⑦ 子どもの権利擁護と虐待防止
- ⑧ 里親体験談・グループ討議

研修日程：2日  
(講義2日)

実習日程：2日

## 施設実習



# 里親になったあとの支援

## 堺市子ども相談所

- ・家庭訪問
- ・養育相談等
- ・実親との調整
- ・レスパイト・ケア

## 堺市里親支援機関

- ・里親家庭養育支援
- ・家庭訪問
- ・養育相談等

## 里親家庭



## 里親会

- ・里親相互交流  
(行事・意見交換)

## 児童養護施設 (里親支援専門相談員)

- ・家庭訪問等
- ・レスパイト・  
ケアの受入

## 地域の関係機関 (教育機関・保健センター等)

- ・日常生活をサポート





## 家庭訪問

委託を受けた里親の家庭へ定期的に里親専門職員が訪問します。堺市子ども相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員が様々な専門の視点から普段の困りごとについてアドバイスを行うので、委託後も安心して相談することができます。

## 里親サロン

月に一度里親が集い、それぞれの近況や悩みについて話をしています。子どもは別室で保育するのでゆったりと話することができます。クリスマス会など季節の行事も開催します。

## 里親家庭養育支援事業

里親の養育の負担を軽減するため、登録されている支援者が上限6時間の中で養育支援や家事支援を行います。支援者は里親や保育士、ホームヘルパーなどの資格を持っています。

## レスパイト・ケア

里親が一時的な休息を必要とする場合や冠婚葬祭への出席の場合に、他の里親又は乳児院、児童養護施設等へ子どもを預けることができます。公費で支払われるため里親が費用を負担する必要はありません。

# ファミリーホームについて

ファミリーホームは里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う制度です。養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない他、養育里親としての子どもの養育経験が必要です。

1家庭につき定員5～6人、養育者の住居に子どもを迎え入れることができます。里親との違いは、ファミリーホームには補助者を配置できる点です。補助者は、家事援助や養育の補助を行うだけでなく、ファミリーホームでの養育が密室化しないよう、第三者的な視点で客観的に見る役割もあります。補助者の助けを借りつつ、地域にある家庭で子どもたちと一緒に生活をしています。



## ファミリーホームの声 「賑やかな毎日」



ファミリーホームを開設して、現在我が家には、高3の息子と、高1の娘と、特別養子縁組をした5歳の男の子と、里子の小学4年生の男の子と2年生の女の子、幼稚園に通う2人と夫と私、合計9名で生活をしています。息子も娘も里子を迎えることになんの抵抗もなく現在では立派な兄と姉になっています。

子どもが7人いると毎日バタバタと大忙しです。朝、子どもたちを学校幼稚園に送り出すまでは、時間との戦いです。送り出した後も、片付け、掃除洗濯、ご飯の準備で一休みできるのは、昼食後少しの時間だけです。子どもたちが帰ってくると、喧嘩の声、泣き声、話し声、笑い声が家じゅうに溢れ、子どもたちが夜布団に入って眠るまで、とにかく一日中ととっても賑やかです。

空模様と同じで、晴れの日ばかりでなく曇りの日も雨の日も嵐の日もあります。でもその分、子どもたちが笑顔とパワーをくれます。だから毎日頑張れるのです。そして子どもたちには楽しい毎日をありがとうと、伝えたいです。

# 養子縁組里親について



養育里親は、養子縁組を目的とせず一定期間子どもを養育する里親で、親権者は実親のままですが、養子縁組里親は、養子縁組を前提として子どもを養育する里親で、縁組成立後は養親が子の親権者となります。

養子縁組は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度です。養子縁組には2種類あり、普通養子縁組は跡取りなど成人にも広く使われる制度ですが、特別養子縁組は保護を必要としている子どもが、実親（生みの親）との法的な関係を解消し、実子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

特別養子縁組	
要件	養親：原則 25 歳以上（夫婦の一方が 25 歳以上であれば一方は 20 歳以上で可）配偶者がいる人 養子：原則 15 歳に達していない者
縁組の立	養親の請求に対し、家庭裁判所の審判により成立 養親の必要性（実親が子どもを適切に育てられない）などや、6 ヶ月以上の監護した状況を考慮
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了
戸籍の記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」などと記載
離縁	原則、離縁はできない。特別な事情がある場合、家庭裁判所は離縁させることができる



## 養子縁組里親さんの声 「初めて」

Yちゃんと初めて会ったのは5月。乳児院での面会から始まり、1泊、2泊と家にYちゃんがいる時間が増えていきました。我が家に委託先が変わって1年が過ぎました。少食、夜泣きに悩まされたとき、玄関で乳児院の先生を呼び、大泣きされたときなど育てられるか不安に思うこともたくさんありました。

家族や周りの人に助けってもらったり、Yちゃんに笑わせてもらったりして、途中からはなんとかかなると思えるようになりました。Yちゃんが来てから、知らなかったことを知ったり、行かなかったところに行ったり、Yちゃんと一緒にいろいろな「初めて」を体験して笑ったり、怒ったり、泣いたりしています。来年からは幼稚園に行くのでYちゃんだけの初めてもこれから増えていくのだと思います。

これからもよろしく。家に来てくれてありがとう。



## 週末里親について

児童福祉施設には、週末や長期休暇に保護者の元に帰宅できない子どもたちがいます。週末里親とは、そうした子どもたちを月1回程度の週末や夏休み、お正月休みに家庭に迎え、家庭生活を体験させていただくボランティア里親です。

活動費として1日1,500円、施設への送迎1回について1,000円が支払われます。賠償責任保険にも加入します。

子どもは定期的に、自分のもとに会いに来てくれる人を待っています。

# 週末里親になるには？

## その1 登録の申し込み

堺市里親支援機関が窓口になりますので連絡してください。登録希望の方は、申込書を提出してください。

## その2 面接・家庭訪問

当所に来所していただき、申込の動機やご家族の状況等をお伺いし、家庭訪問もさせていただきます。

## その3 研修・決定

登録前に研修（講義と施設実習合わせて概ね1日）を受けていただき、堺市子ども相談所と協議のうえ、週末里親登録の決定をさせていただきます。



## 週末里親さんの声 「心に小さく灯る思い出」

私が週末里親の活動を始めたのは、実子の子育て、親の介護を卒業し、夫婦二人で子どものために何かできないかと考えたからです。週末の子どもたちと過ごすことで、この6年間いろんな思い出ができ、広報を見てリーフに電話してよかったなあと思います。

家に来た当初は、小学生と中学生だったので、いろんなところに一緒に出かけました。でも行った場所よりも、行く道中であつた小さな出来事、たとえば坂道でころんだことなど、小さなエピソードが私たちと里子たちの中に忘れられない思い出となっていて、その道を通るたびに「ここでこけたなあ」と話題になります。こんなたわいもない事の積み重ねが、子どもたちの心の中の温かい灯となって、成長して社会に出た時の心の支えになってくれたらいいなあと思っています。もちろん、大人になってからも、いつでも頼れる存在として、帰る場所であり続けたいし、いつも里子たちにそう伝えています。

里親としての活動は、決して楽しいことばかりではなく、うまくいかないこと、がっかりさせられることもあります。それも含めて、出会えた縁が持ってきてくれたものと思っています。



# 里親に関する Q&A



## Q1 夫婦共働きなのですが、できますか？

共働きで活動されている方もおられます。  
保育施設を利用することもできます。

## Q2 自分の子どもがいてもできますか？

現在、育児中の方にも活躍いただいています。

## Q3 単身でも里親になれますか？

単身でもなれますが、一人ひとりの状況によって異なります。  
特別養子縁組を希望される場合は単身では難しいですが、普通養子縁組を希望される場合や、その他の養育里親等の場合には「単身である」ことだけで、「里親になれない」ということにはなりません。ただ単身であれば基本的に「収入の稼ぎ手」と「子育て」を一人が担うことになります。子どもの養育は可能か、里親として適切かが判断基準になります。

## Q4 どんな子どもがいいか、希望は言えますか？

ご希望はうかがいますが、里親家庭を必要とする子どもの性別や年齢と、受け入れ家庭のご事情や家族構成などを確認して総合的に判断します。

## Q5 里親になるために年齢制限はありますか？

養育里親に関しては、健康診断書等で子どもの養育に支障がなければ特にありません。養子縁組里親に関しては、お子さんとの年齢差を考慮する必要があります。



## Q6 里親に登録すると、すぐに子どもが自宅にくるのでしょうか？

堺市子ども相談所は、子どもの委託先については、実親の同意、子どもの年齢や発達状況、その他子どもを取り巻く環境など様々な点を総合的に検討し、子どもの福祉のために最もふさわしい里親を選定します。そのため、すぐに子どもが紹介される時もあるれば、時間がかかる時もあり、その期間は様々です。

## Q7 里親に興味があります。まずどうしたらよいですか？

里親登録の意思が固まっている方



堺市子ども相談所へ  
☎072-245-9197

検討中の方、相談・質問のある方



堺市里親支援機関へ  
☎072-252-3521

週末里親になりたい方



## Q8 里親になる以外に何かできる支援はありますか？

子どもが委託中の里親家庭への支援や、啓発活動にご協力いただくこともできます。詳しくは堺市里親支援機関にお問い合わせください。

# 問い合わせ

## 堺市にお住まいの方

### ● 里親に関するご相談、週末里親を希望される方

堺市里親支援機関 子ども家庭支援センター清心寮 リーフ

〒591-8035 堺市北区東上野芝町2丁499番地

☎ 072-252-3521

受付時間 月～土 (年末年始・祝日は除く) 9時～17時

堺市里親支援機関 🔍



### ● 里親を希望される方

堺市子ども相談所 〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1

堺市立健康福祉プラザ内3階

☎ 072-245-9197

受付時間 月～金 (年末年始・祝日は除く) 9時～17時30分

### ● 施設における里親に関する相談窓口 (里親支援専門相談員)

児童養護施設 愛育社

☎ 072-278-5856

児童養護施設 泉ヶ丘学院

☎ 072-278-0374

児童養護施設 清心寮

☎ 072-252-2794

児童養護施設 東光学園

☎ 072-237-6161





## 大阪市にお住まいの方

### ● 里親に関するご相談・窓口

大阪市こども相談センター ☎ 06-4301-3100

## 大阪府（堺市、大阪市以外）にお住まいの方

### ● 里親に関するご相談・窓口

大阪府中央子ども家庭センター ☎ 072-828-0161  
大阪府池田子ども家庭センター ☎ 072-751-2858  
大阪府吹田子ども家庭センター ☎ 06-6389-3526  
大阪府東大阪子ども家庭センター ☎ 06-6721-1966  
大阪府富田林子ども家庭センター ☎ 0721-25-1131(代)  
大阪府岸和田子ども家庭センター ☎ 072-445-3977

### ● 週末里親に関するご相談・窓口

公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪事務所 ☎ 06-6762-5239





発行 | 堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL : 072-228-7331  
E-mail : koka@city.sakai.lg.jp

編集 | 堺市里親支援機関  
子ども家庭支援センター 清心寮リーフ

